

一般財団法人 奥多摩木村奨学会 育英資金 貸付規程

(目 的)

第1条 この規程は、奥多摩町に居住している者の子弟で、大学又は高等学校及びこれらに準ずる学校に在学、或は入学が決定し、成績優秀、心身健全にして、且つ経済的事由により修学困難な者、又は保護者に対して、修学上必要な資金を貸付け、もって有用な人材を育成することを目的とする。

(育英資金及び奨学生)

第2条 育英資金を奨学金、入学金の2種とし、奨学金の貸付けを受ける者を奨学生という。

(貸付象)

第3条 育英資金は、次に掲げる者に貸付ける。

- (1) 奨学金は、町内に引き続き3年以上居住している者の子弟で、同種の学資金を他から受けていない者。また2年以上居住している者で本会が特に認めた者。
- (2) 入学金は、前号の資格を得られる者の保護者。

(成績表の提出)

第4条 奨学生は毎年学校長の証明する学業成績表、その他本会が必要とする書類を提出しなければならない。

(貸付額)

第5条 奨学金の貸付額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------------|-----|---------|
| (1) 高等学校等の生徒 | 月 額 | 15,000円 |
| (2) 大学等の学生 | 月 額 | 25,000円 |
| (3) 下宿、寄宿、その他自宅以外からの通学者 | 月 額 | 10,000円 |
- ただし、峰谷、留浦、日原地区に居住している該当者は、更に月額5,000円を加算することができる。

2 入学金の貸付額は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校等 200,000円以内
- (2) 大学等 500,000円以内

(貸付条件)

第6条 育英資金の貸付けは、次に定めるところによる。

- (1) 奨学金の貸付期間は正規の最短修学期間以内とする。
- (2) 貸付け方法は別に定める。
- (3) 奨学金の償還期限は修学終了後5年以内とする。ただし、高等学校等より引き続き奨学生として大学等に進学した者は、修学終了後10年以内とする。
- (4) 入学金の償還期限は高等学校等の場合は1年4カ月以内、大学等の場合は1年10カ月以内とする。
- (5) 奨学金の償還は分割償還とする。その第1回分は修学終了後6カ月以内に開始する。

償還期日及び額は別に定める。入学金の償還方法は別に定める。

(6) 育英資金は償還期限内無利子とする。

(貸付けの休止、停止及び辞退)

第7条 奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する前月までの期間中奨学金の貸付けを休止する。

第8条 奨学生が次の各号の1に該当すると認めるときは、当該月分から貸付けを停止する。

- (1) 傷病などのため修学の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績又は操行が著しく不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (4) 奨学生の保護者が他の市町村に転出したとき。
- (5) 奨学金を受ける資格要件を欠くに至ったとき。
- (6) 前各号のほか奨学生として適当でない事実の生じたとき。

第9条 奨学生は何時でも奨学金の貸付けを辞退することができる。

(届出)

第10条 奨学生は次の各号の1に該当する場合は、連帯保証人と連署して直ちに本会に届け出なければならない。ただし、本人が傷病その他の事故により届け出ることができないときは、連帯保証人又は家族から届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転校したとき。
- (2) 本人又は連帯保証人の身分、住所、その他重要事項に異動のあったとき。

2 奨学生であった者、又は入学金の貸付けを受けた者が貸付金償還完了前に前項第2号に該当するときは、前項に準じて届け出なければならない。

(借用証書の提出)

第11条 奨学金の貸付けを受け受ける者は、保護者、連帯保証人と連署のうえ別に定める様式により金銭証書貸借契約書を本会に提出しなければならない。

(2) 奨学生、未成年者の場合その親権者は別に定める同意書を本会に提出しなければならない。

2 入学金の貸付けを受けた者は、連帯保証人と連署のうえ、別に定める様式により借用証書を本会に提出しなければならない。

(繰上げ償還)

第12条 この会は育英資金の貸付けを受けた者が、資金を貸付けの目的以外に使用したとき、又は貸付け条件に従わないとき、或は、第7条、第8条、第9条により休止、停止、辞退及び第15条に該当したときは、第6条に拘わらず、貸付金の全額又は一部を繰り上げて償還させることができる。

2 育英資金の貸付けを受けた者は、必要に応じ資金の全額又は一部の繰り上げ償還をすることができる。

(償還期限の猶予)

第13条 奨学生であった者が災害、疾病、その他真にやむを得ない事由によって、償還が著しく困難となったときは、願い出により償還期限の猶予をすることができる。

(貸付金の減免)

第14条 奨学生であった者が死亡、不具、発病等により償還不能となったときは、その貸付金の全額又は一部の償還を減免することができる。

2 奨学生が育英資金によって修学し、その課程を終えて直ちに奥多摩町内に教諭、医師、薬剤師、保健婦、看護婦等に引き続き満2カ年以上勤務した者に対しては、償還金の残額又は残額の一部を免除することができる。

(違約金)

第15条 育英資金の貸付けを受けた者が、分割償還期日までに分割金の返済をしなかった場合において、正当な事由がないと本会が認めるときは、第6条に拘わらず分割の利益を失い、また分割償還日の翌日から完済に至るまで、その時における残元金に対し年15%の割合による違約金を残額に付加し徴収する。

(その他)

第16条 この規程に定めるものを除くほか、必要な事項は本会が別に定める。

(付 則)

- 1 この規程は昭和42年8月1日から施行する。
- 2 昭和44年03月15日一部改定 同日施行
- 3 昭和50年03月26日一部改定 同50年04月01日施行
- 4 昭和59年11月24日一部改定 同60年01月26日施行
- 5 昭和62年05月08日一部改定 同63年03月25日施行
- 6 平成02年11月26日一部改定 同03年04月01日施行
- 7 平成08年08月12日一部改定 同09年04月01日施行
- 8 平成14年03月23日一部改定 同14年08月27日施行

一般財団法人 奥多摩木村奨学会 育英資金 貸付規則

(趣 旨)

第1条 この会の育英資金貸付けについては、一般財団法人奥多摩木村奨学会育英資金貸付規程に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(貸付の申込み)

第2条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、保護者及び町内に引き続き5年以上居住する者を連帯保証人として、次の書類を本会に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 学校長の発行する成績証明書
- (3) 本人、保護者及び連帯保証人の住民票

2. 入学金の貸付けを受けようとする者は、町内に引き続き5年以上居住する者を連帯保証人として、次の書類を本会に提出しなければならない。

- (1) 入学金借入申し込み書
- (2) 入学許可書の写
- (3) 入学金納入通知書の写
- (4) 本人（保護者）及び連帯保証人の住民票

(奨学生及び入学金貸付の選考)

第3条 奨学生は、奨学生選考委員会の選考を経て本会が決定する。

入学金の貸付けは本会で決定する。

2. 奨学生選考委員会の委員は、評議員の中から理事長が指名した者、若干名をもって組織し、その任期は1年とする。

(貸付方法)

第4条 奨学金の貸付け方法は毎月又は数ヶ月分を合わせて貸付ける。

2. 入学金の貸付けは毎年3月を原則とする。

(償還方法)

第5条 奨学金の分割償還の期日及び額は、本会と奨学生とで協議して決める。

2. 入学金の償還は、高等学校等においては、その年の12月、翌年6月の2回とし、大学等においては、その年の12月、翌年6月、同12月の3回とし、それぞれの償還期日及び額は本会と保護者とで協議して決める。なお、協議のうえ月賦償還等に行うことができる。

(その他)

第6条 入学金の貸付け及び償還業務は町内の金融機関に委託することができる。

第7条 この規則について必要な事項は本会が別に定める。

(付 則)

- 1 この規則は昭和42年8月1日から施行する。
- 2 昭和44年3月15日一部改定 同44年03月15日施行
- 3 昭和62年5月08日一部改定 同63年03月25日施行
- 4 平成08年8月12日一部改定 同09年04月01日施行